北畠ヨリ之書状入
新聞紙一葉入

一 謹啓 昨日急卒なから仕候報
国社員人名録中 宿所附ノ
上ニヽ点ノアルハ議官諸氏之符ニ
シテ姓名ノ上ニ○印ノアルハ去ル土
曜日出席人タル由 又東京人
員ノ姓名上ニ除名シアルハ去ルノ
會度目ニ欠、席甚多シトテ云
此事在中只背一條ニ宝印
ヲ無之所ニ年持シテハ互ニシテ
削除スヘシ 云ヘトイヘルヲ以テ武者
云フ本條ハ国体ノ無之ヒモ然ナリ
シテズ但シ此諸子スハ所謂姦臣ノ
申國ヲ租ザルガ如シ（○此諸君ニ申シテ）定ル名誠和ヲ
卿カレムベシト被レ致シタルモノ條
ナリタル由 又其人ニ於テ云ヘルニ本山
之条件成ニ云（右ノ条件ニテヘルハ）廣決定ハ変更
如何ナル政（日本人ニ於テ御費）府ナリテ其方法ヲ誠
シテハ如何ナト 右ノ件決定之事
ニテ云 本社ノ論者ハ專ラ政府ト
ナリテ論スヘキノ様ナルナレ 宜ク其
方法ヲ論究シテ而ル後之ヲ
政府ニ建言スヘシ 其可否ハ政
府ノナス所ニ任スヘキハ西氏ノ議論（西濱）
本社ノ主意ナルヘシト信シ之山梁
又立ツテ云 然ラハ（今日ヨリ）鼎ニ旨内ニ其方
法ヲ設ケ論議ニ發スヘシト（即今年ハ右ノ論議ナル）
開クヘシト 今子ハ此ニ付ラ同時
論ニヨリ開クトノ事 徵社員ニ

ナリ候也又先キニ申述候内ニ本山
之卑屈ニ云（自カラ厳ナルニ於ケル）厳ナル山ノ處至
如何ナル政府（日本ノ政府ニ於テ御尋）ナリテハ其方法ヲ識
シテハ如何ト高岸仲造之ナ[illegible]
ニテ云 本社ノ論旨高尚ナル政府ト
ナリテ論スヘキノ様ナルナシ [illegible]ノ事
方法ノ事ヲ論定シテ両ノ役ニ立
政府ニ進メテ之ヘシ其方法ヲ論セバ近
府ノナス所ニ任スヘキハ無論ノ義（論議）
而社ノ主ナランナレバ之ト信テ之[illegible]
又主ッテ云 然ラバ（今日ノ）事ニ旨内ノ方
法ヲ以テ論ス論ハ實ヘシト（[illegible]）
聞ヘシトモ子[illegible]ニ於テ成敗
論セヨト聞ニト申ス微社員ニ
報道ヘシ旨ヲ申ト之何分ヲ申述候由
ミニスルヤ [illegible]
又其高岸仲ヲ論セニナルノ
如何ニシテヤ又ト
又或君ノ説ニヨレバ高岸仲[illegible]師ト
アルハ幹部ヨリ論スル[illegible]其名
成ハ其ヨリノ名成 桜井九二郎
リアルハ現ニ桜井ノ自身也
又右人名ハ孰レモ[illegible]ル内或ハ一ノ
新聞ニ加入スル[illegible]
ノ様モアルベシト能ク承知
カラレ候處[illegible]其ノ如キ
モ見ノ事ナ人（[illegible]）ナドノアルアルヘ
シハナリ
右略ノ上申上候 又
取リ急キ乱筆ニテ御座候所上
言伝ノ御用ニ預リ候 頓首

十六日
[illegible]

上

入御覧

三〇号

ジャパンガゼット抄訳十二日刊行

如何ナル過失カ有ルニモセヨ仁義ノ声誉ヲ博センヿヲ切望スル政府ニシテ西郷ヲ暗殺スル如キ怪異ナル一策ヲ企テタリトノ報道ヲ以テ余輩ハ実因スル所アルヘシト臆想スルヲ得サルナリ反黨ノ主謀者カ如此造言ヲ流布スルハ怪ムニ足ラス且ツ斯ル策略ト虽モ反黨ノタメニハ無益ノ業ニアラサル可シ而シテ之ヲ行フ計畫方法ニ至リテハ確実ナル口供ヲ以テ詳カニ明證シ狡猾ナル薩摩反黨ノ巨魁カ一々之ヲ流布セシテ以テ其景況ヲ想フトキハ或ハ信ナルガ如シト虽モ余輩ハ讀者ニ向テ猶大ニ憑信スヘキ確報ヲ得ルマテ軽々ニ之ヲ信セサランヿヲ忠告ス

太政官

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 34
付属資料